

議会議案第8号

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年（2024年）3月14日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

日向慎吾

（提案理由）

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難である場合にオンラインによる方法を活用した委員会を開くことができるよう必要な規定の整備を行うため、鎌倉市議会会議規則第15条第2項の規定により提出するものである。

## 鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開くことができる。ただし、第19条ただし書の規定により秘密会とすることを議決したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定による許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15条中「第17条」を「第17条第1項本文」に改める。

第17条第1項中「但し」を「ただし」に改める。

付 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。